

# アマビエちゃんを義務付ける事業所の考え方について

## アマビエちゃんを義務付ける事業所の範囲

■ 考え方（以下の要素を条例に規定し、具体的な施設・業種については知事が別に定める）

条例の義務対象とする施設・業種は、①～③等の要素を考慮して総合的に判断。

- ① 主に不特定の者が出入りする施設であって、当該者により施設内で密（一定の場所に一定時間滞留，不特定多数の者が密集）になりやすい施設※

※大規模イベントの場合は屋外含む

- ② 第1波での休業要請・時短営業対象施設  
③ クラスタ発生業種

### 【義務対象となる主な事業所】

- ・ スナック、キャバレー等
- ・ カラオケ、ライブハウス等
- ・ 劇場等
- ・ ホテル、旅館
- ・ 百貨店・ショッピングモール
- ・ 飲食店
- ・ 理容室・美容室
- ・ 大規模イベント

### 【義務対象とならない主な事業所】

- ・ 学校
- ・ 病院・診療所  
\*感染症対策を実施している蓋然性が高いので対象外
- ・ 介護施設等
- ・ 食品スーパー
- ・ オフィス

注；今後の感染状況により義務対象施設を追加する場合がある

# 条例の義務対象とする事業所について

種 類	4月に実施した休業要請対象施設	条例の義務対象の事業所
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、性風俗店、デリヘル、アダルトショップ、個室ビデオ店、カラオケボックス、ライブハウス、ネットカフェ、漫画喫茶、場外（車・船）券場 等	(同左)
大学・学習塾	大学、 <u>専門学校</u> 、 <u>高等専門学校</u> 、自動車教習所、学習塾 等	自動車教習所、学習塾 等
運動・遊技施設	パチンコ店、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、ゲームセンター、体育館、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場、柔剣道場、テーマパーク、遊園地、ゴルフ練習場・バッティング練習場(※屋内)、陸上競技場・野球場・テニスコート(※観客席) 等	(同左)
劇場等	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場 等	(同左)
集会場・展示施設、商業施設、 <u>文教施設</u> 等 ※商業施設は、生活必需物資の小売関係等以外の店舗等		集会場・展示施設、商業施設、 <b>宿泊施設（ホテル・旅館等）</b> 等 ※商業施設は、生活必需物資の小売関係等以外の店舗等が対象。 ※ <b>百貨店、ショッピングモールは、当該建屋と義務対象業種のテナントがそれぞれ対象。</b>
その他	—	<b>理髪店・美容院、結婚式場、葬儀場</b>
種 類	4月に実施した営業時間短縮要請対象施設	条例の義務対象の事業所
食事提供施設	飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店 等 ※宅配・テイクアウト除く	(同左)

凡例…休業要請等対象施設のうち下線は条例対象から削除，**太字**は条例対象に追加